

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び都道府県の要請による、飲食店の休業・営業時間短縮や外出の自粛等の影響により、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援する月次支援金を給付します。

対象者

- ① 県内(政令市を除く)に本社・本店のある中小法人・個人事業者等
- ② 県内(北九州市を除く)に本社・本店のある酒類販売事業者(中小事業者等)

給付要件

- ① 飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受け、2021年8月・9月・10月の月間売上が、2019年(又は2020年)の同月比で30%以上50%未満減少していること。
 - ②-1 酒類の提供を停止する(10月は酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮要請を含む)飲食店と取引があり、2021年8月・9月・10月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象者であって、2019年(又は2020年)の同月比で、(ア)50%以上70%未満減少していること、(イ)70%以上90%未満減少していること、又は(ウ)90%以上減少していること。
 - ②-2 酒類の提供を停止する(10月は酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮要請を含む)飲食店と取引がある酒類販売事業者であって、2021年7月～8月、8月～9月、又は9月～10月の月間売上が2か月連続で、2019年(又は2020年)の同月比で、(エ)15%以上30%未満減少していること。
- ※5月・6月・7月分の申請受付は終了しております。

給付額

- ① 法人 上限10万円/月、個人事業者 上限5万円/月 (売上30～50%減少)
- ② (ア) 法人 上限20万円/月、個人事業者 上限10万円/月 (売上50～70%減少)
(イ) 法人 上限40万円/月、個人事業者 上限20万円/月 (売上70～90%減少)
(ウ) 法人 上限60万円/月、個人事業者 上限30万円/月 (売上90%以上減少)
(エ) 法人 上限10万円/月、個人事業者 上限5万円/月 (2か月連続売上15～30%減少)

※8月・9月・10月分をそれぞれ申請可能です。

【算出方法】

2019年(又は2020年)8月(又は9月・10月)の売上 - 2021年同月の売上
(②(ア)～(ウ)については、上記算出方法から国の支援金額を差し引いた額)

※①、②とも福岡県感染拡大防止協力金の給付対象者は対象外です。

申請期間

- ① 8月分: 2021年9月 1日(水)～10月31日(日)
9月分: 2021年10月1日(金)～11月30日(火)
10月分: 2021年11月1日(月)～2022年1月18日(火)
- ② 8月分: 2021年9月 1日(水)～10月31日(日)
9月分: 2021年10月1日(金)～11月30日(火)
10月分: 2021年11月1日(月)～2022年1月18日(火)

※5月・6月・7月分の申請受付は終了しております。

※Web、郵送での申請となります。

問い合わせ先

福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター

電話: 0120-876-866(平日9時～17時)

ホームページ:

<http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

給付対象イメージ図

